

第8節 地方消費税交付金

1. 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(1) 地方消費税交付金の交付額について

(単位：千円)

区 分	平成29年度	平成30年度	増減額	備 考
地方消費税交付金	96,295	102,278	5,983	
うち 社会 保 障 財 源 分	42,672	45,331	2,659	

(2) 地方消費税交付金の充当状況について

(単位：千円)

事業名		H30事業費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国県支出金	その他		うち、地方消費 税交付金
民 生 費	社会福祉総務費 国保会計繰出金	38,788	18,180		20,608	2,440
	老人福祉総務費 後期高齢者医療事業	130,047	17,768		112,279	13,294
	老人福祉総務費 介護保険会計繰出金	165,376	957	10,000	154,419	18,283
	心身障害者福祉費 医療給付事業	154,568	89,126	56	65,386	7,742
	児童措置費 ひとり親家庭医療費助成事業	2,226	993		1,233	146
	児童措置費 児童手当給付事業	69,178	58,307		10,871	1,287
衛 生 費	予防費 感染症予防費	12,982			12,982	1,537
	母子衛生費 医療費助成事業	15,489	6,080	4,318	5,091	603
合 計		588,654	191,411	14,374	382,869	45,332

※1 平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%に引上げられたことに伴い、地方消費税率について、100分の25（消費税換算1%）から、63分の17（消費税率換算1.7%）に引上げられました。この引上げられた消費税率換算0.7%分の地方消費税収については、社会保障施策に要する経費に充てるとされています。

※2 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。

※3 社会保障4経費とは、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費（消費税法第1条第2項）です。その他社会保障施策とは、社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策です。